事　業　計　画　書

第６期（自：2026 年 4 月 1 日、至：2027 年 3 月 31 日）

２０２２（令和４）年３月２２日の法人設立からまる４年が経過し、事業年度としては、第６期を迎えることとなりました。

これまでの地道な地域での活動実績などによって、法人の存在については、不十分ながらも民生委員や医療機関など、地域関係者から一定の認知をされるまでに至りました。

法人は、そうした関係者からの紹介事例などにより暮らし見守りサポート活動に着実に取り組んできました。さらに、後見事務等運営委員会の委員のご配慮により、法人後見活動についても貴重な経験を積むことができたところです。また、福祉サービス第三者評価活動においても、著名な法人などの事業所評価で実績を積み、昨年度末には、評価機関としての認証の更新を行いました。

このような点を捉えると、法人設立時に描いていたほぼすべての活動分野へ進出できたことを評価すべきものと思います。しかしながら、この間のこれらの成果の一方で、組織や財政上の基盤の確立の面では、法人が大きな弱点を抱えていることも明確になってきています。

第６期は、このような経過を踏まえたうえで、「身の丈」を意識した法人運営と弱点の克服に取り組んでいくこととします。

１　法人事業の柱

法人が取組む事業の柱は、定款第４条の冒頭に掲げているとおり「成年後見・権利擁護に関する事業」です。

そのため、第６期は、再度、後見事務等運営委員会委員（弁護士委員、医師委員など）への協力依頼を行うなど、一定の信頼関係に基づく働きかけにより１件以上の被後見人の獲得に向けた活動を強化します。

次に、こうした後見実績を示しながら中核機関への区長申し立て事案への参画を交渉することとします。

さらに、市民後見講座受講済み者などを対象に、後見活動への従事協力者を新規に１名以上獲得することを目指します。

２　認知拡大の取組み

法人が行う暮らし見守りサポートや福祉サービス利用援助の事業の広報効果は、法人のブランディング（関係した人々への信頼や愛着の醸成）と認知の拡大にあります。

限られた人的資源を鑑みると、「身の丈」を意識しつつも組織的な取り組みとして可能な限り医療機関等のニーズに応えていくこととします。

ただし、このことは、当該利用者への他の支援機関からの適正な支援が確実に確保され

ることとなった場合のサポートの継続を意味するものではありません。
　必要としている人に必要なサービスを提供することを第一義として事業に取り組みます。

３　弱点の克服
　法人の財政基盤の確立には、第１に収益性のある福祉サービス第三者評価事業の実績を拡大することです。
　そのためには、日常不断の営業広報活動を展開していく以外に効果的な方法はありません。短期的な効果だけではなく、長期的に見て次につながる関係づくりや、受託した事業所から他の事業所をご紹介頂くなど、横への広がりも意識した営業広報活動を展開します。
　第２には、賛助会員とその延長としての社員の獲得です。
　持続可能な法人運営のためには、経営資源としての人と金の確保が急務と言えます。障壁を設けずに、様々な機会をとらえて、呼びかけを行っていくこととします。